

第4章 地域の推進体制構築

1. 地域住民の推進体制

地域が一体となった赤土等対策を推進していく上で、地域の赤土等対策推進体制の構築が必要である。農業・水産・観光・自然保護団体・行政等の民・官の関係者が連携協働して、専門的で広範囲な対策を検討するとともに、対策の推進を図って海域の環境保全を行うことが必要である。

今後は、各分野（農地対策、農地以外の流域対策、地域・支援）でより専門的に対策の検討を行いながら互いに連携し、さらには「沖縄県赤土等流出防止営農対策連絡協議会」との連絡調整及び連携を図りながら、地域が一体となった赤土等対策を推進することが望ましい。

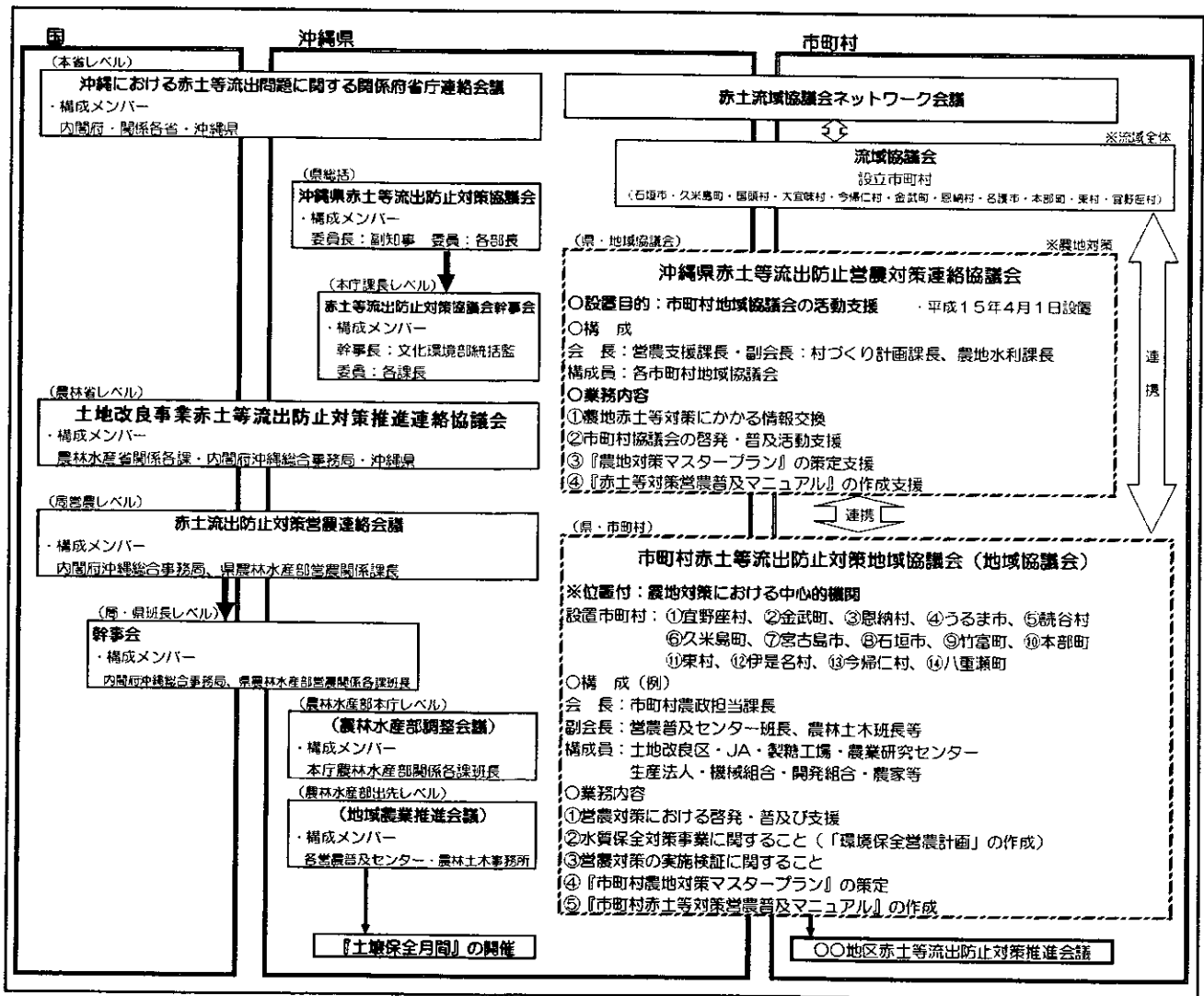


図3-5 赤土等対策の推進体制（国・県・市町村）

出典：沖縄県八重山支庁農林水産整備課の Web サイト

石垣島赤土等流出防止農地対策マスタープランダイジェスト版（平成20年1月）

第3編 対策推進体制構築 第4章 地域の推進体制構築

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=53&id=16514&page=1>